

商業捕鯨再開問題に関する JWCS の見解 (日英両文)

特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会 (JWCS)

会長 小原秀雄
(女子栄養大学名誉教授)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目5番4号末広ビル7階

T/F : 03(3595)1171 E-mail : jwcs@blue.ocn.ne.jp

Web : <http://www.jwcs.org/>

事務局長 坂元雅行

見解の趣旨

商業捕鯨の再開に反対する。

商業捕鯨再開問題に対する基本的な考え方

1 野生生物の保護と利用に関する原則論から、商業捕鯨再開は否定されるべきである

1-1 野生生物種及びそれらと無機物質で織りなされる自然生態系は、現在の人間の自然環境を支え、さらに、それらの種が種間の相互作用等の中で進化し、将来へ向けた人間の自然環境の確保を保障している。つまり、多様な野生生物種の存在は、将来世代まで含めた人間の、物質環境さらには精神的・文化的環境の豊かさの源泉である。ここに、人間にとっての野生生物種のもっとも根元的な価値が認められる。

一方、野生生物種は、それが属する野生生物界・自然生態系から切り離されて、肉あるいは様々な生活用品の原材料等として消費的に利用されてもいるが、上記の人間にとっての根源的価値を確保するためには、消費資源としての野生生物利用は抑制的に行われるべきことになる。すなわち、人間の生存にとって特に必要でない限り、野生生物の消費的利用（個体を野生生物界・自然生態系から切り離して利用すること）は避けるべきである。

今日、商業ベースで供給される鯨肉に対する需要は内外を問わず極めて限られている。そもそも、日本において全国レベルで鯨肉が主要な蛋白源となったのは、戦後の食糧難に対して鯨肉が統制品として供給されたことに始まる。以降、1960年代までは鯨肉が大量に消費されていたが、その後家畜の肉の供給の増加に伴い鯨肉の消費は後退していった経緯がある。商業捕鯨禁止直前の1985年度には、鯨肉生産量は肉全体の0.4%に過ぎなかった（2002年4月22日朝日新聞）。2001年には、日本の調査捕鯨により戦略的に供給される鯨肉ですら売れ残る状況となっている（同朝日新聞）。今日では、鯨肉は嗜好品の域を出ず、日常の食生活に無縁である。そうである以上、商業ベースで鯨肉を供給する必要は全くないのであり、商業捕鯨は再開されるべきでない。

2-2 人間は、その誕生以来、地球上の自然を改変し、人為化し続けているが、今日ではそれが地球上のあらゆる地域に及び生物種の大量な地域的絶滅を引き起こし、種そのものも急速に失われている。将来に向けた人間の自然環境を保全するには、まず、それぞれの野生生物種の維持が十分はかれるだけの地域と母集団となる個体群が多様に保存されることが必要である。ところが、IUCNが対象としている大型クジラ類のすべてについては一定の絶滅のリスクが指摘されており（IUCN レッドリスト2000）、この点の確保が既に容易でない状況にある。また、クジラ類はもともと1産1仔で、妊娠・育児期間に長期を要する生物であり、自然状態では捕食される機会がまれであるため、人為的な捕獲圧がかかると個体群の維持に大きな悪影響が及ぶ。

商業ベースの捕鯨は、漁業の中でも大きなコストを伴うものであって、経済合理性追求のためには相当の規模への拡大に向かわざるを得ないこと、一方で対象となるクジラ類が捕獲圧に対して脆弱であることを考えれば、商業捕鯨は再開されるべきでない。

2-3 将来へ向けた人間の自然環境の確保を保障するためには、生物的自然の多様性と進化史的過程が良好に保存されている区域を、これ以上人為化しないよう、特に厳格に保存しておくことが必要である。

海洋は、陸上生態系が著しく改変される中で地球上に残された生物的自然の最後の砦である。中でも、国家主権の及ばない公海は、生物的自然の多様性と進化史的過程がかなり保存されており、将来に向けてもその可能性が期待できる区域である。そこで、この区域では、可能な限り人間活動を廃し、将来に向かって積極的に保存を図っていくべきである。特に生態系の鍵種である大型クジラ類の捕殺は行うべきでない。

以上より、公海での捕獲を前提とした商業捕鯨は再開されるべきでない。

2-4 商業ベースでない、限定的な区域内の自家消費のための捕鯨に関しては、その必要性が認められることもあり得る。ただし、その捕獲は、最高の資源管理学上の知見に基づき、対象となる種個体群が長期にわたり安定的に存続できる範囲にとどめなければならない。また、その利用が商業的利用を触発しないよう、需要が効果的に制御され、かつその流通が、抜け道を完全に防げるよう効果的に管理される体制が整っていることが必要である。

2 JWCS が本見解を示すに到った経緯

野生生物の保護と利用をめぐる議論の中で、捕鯨問題は特殊な位置を占めている。それは、この議論が産官学によって意図的に社会問題化されているが故であろう。

野生生物の利用に基礎をおく産業の中で、木材を除けばかつての捕鯨産業ほどは突出した存在はなかった。公海での母船式捕鯨は、グローバルなスケールで自然を社会化し、地球環境に深い爪痕を残した。それにしても、今日に至るも尚捕鯨再開が強硬に主張されていることは、日本の外から見れば不可解きわまりないに違いない。捕鯨産業は実質的に壊滅しており、かつての規模での再建はまずあり得ないのである。漁業政策上や外交政策上の積極的なプラス要因も考えにくい。確かに、水産庁の捕鯨担当部署、捕鯨政策推進のための補助金の受皿となっている財団法人、現在調査捕鯨に使用されている母船と捕鯨技術者を抱える株式会社の生き残りがかかっている面はあるだろう。しかし、そのためだけに行政や捕鯨関連団体が目の色を変えているとは考えにくい。そこで、産業自体が内在的に含む限界（対象となるクジラが実は脆弱な資源であったこと）を産業政策や企業経営に反映しないまま、水産資本の蓄積に貢献し戦後食糧危機を救った花形国策企業をぶざまに自滅させたことに対する面目を保つためという見方もある。捕鯨産業がまるで外部からの圧力で駄目になったかのごとく、商業捕鯨再開に反対する外国政府や市民団体に対して過剰な敵対姿勢をとる彼らの姿は、まさにその現われと映る。

国際捕鯨委員会（IWC）の中止勧告に抗しての調査捕鯨も、公海における商業捕鯨再開に向けて、その受皿組織を生かして、捕鯨技術を維持し鯨肉需要をつなぎとめる意図で行なわれているものである。そこでは一定の科学的データが得られているというが、それが個体群動態を明らかにするための調査であるならば、そこで得られるデータが哺乳類の調査では異例の致命的調査を行なってまで確保する必要性が認められるものなのか、毎年致命的調査を行わなければならないのはなぜなのかなどの疑問に対し、科学調査としての必然性は到底説明できるものではない。

日本政府らによる捕鯨推進の思惑はともかく、その強硬な商業捕鯨再開運動は、建設的なクジラ類の保護はもちろぬ、野生生物の国際取引を規制するワシントン条約の政策・運用にまで影を落としている。商業捕鯨再開の論理すなわち野生生物は消費的利用資源として「持続可能」な限り最大限利用されるべきであるという政府の主張は、象牙取引やべっ甲取引を初め、野生生物の商業利用全般を通じた政策そのものとなり、条約会議の場で声高に主張されている。この政策実現のための政府開発援助は、経済的に小規模な発展途上国の政策を操作するために活用されている。日本政府と捕鯨関連団体による商業捕鯨再開運動は、野生生物の保護に関する国際政策の方向を、旧来通りの経済開発のための資源利用の枠内に押し戻そうとするものであり、地球環境保全のための国際的な生物多様性保全の努力を阻害しているというべきである。

一方、この商業捕鯨再開運動は、日本国民に誤解を与え、自然環境保全・野生生物保全についての普及啓発をも阻害している。日本でも遅れ馳せながら 1990 年代に地球環境保全に対する国民的な意識が高まり、野生生物種を、

人間環境の基盤となる自然生態系の構成要素として将来世代に残すことの意義が理解され始めたが、政府らによる商業捕鯨再開運動は、相変わらずクジラ類をもっぱら食肉資源としてとらえ、野生生物界・自然生態系から収奪されてはじめて人間にとって価値があるといわんばかりの広報を行なっている。さらに、最近になって、日本政府はミンククジラが、大量に魚を食べ、漁業にダメージを与え、さらに海洋の生態系を乱しているなどと様々な媒体を通しての宣伝活動を始めている。この考えは、「食われるもの」としての魚と、人間（漁業）とミンククジラという「食うもの」がいて、人間とミンククジラが競合するという単純な関係を前提にしている。しかし、現実の海洋生態系の食物網はきわめて複雑である。ミンククジラが増えれば、漁獲高が減るといような単純なものではない。また、水産庁の宣伝は、魚がクジラに食べられるという一方通行のみをとらえている。クジラの死体は魚が食べるプランクトンの餌となるのである。生態学の常識を無視した日本政府らによる宣伝は、日本国民の環境保全・自然保護に対する正しい認識を阻害するものである。

このように、商業捕鯨推進運動は環境保全・自然保護の推進に多大な悪影響を与え、その程度は増すばかりである。しかるに、本年（2002年）4月に、自然保護を活動目的としているはずの世界自然保護基金ジャパンが、現時点の個体数をもとに商業捕鯨再開を容認するという立場に立つことを表明するという現象も生じている。

以上の状況の中で、野生生物保全論研究会（JMCS）は、環境保全・自然保護の論理と運動が危機に直面しているとの認識のもと、商業捕鯨再開問題についての基本的な考え方を示すこととした。

3 国際社会は、商業捕鯨禁止の継続と海洋生態系の保存を強化すべきである

国際捕鯨取締条約は、もともと漁業資源としてのクジラの国際管理のための条約として発効した。その一方、同条約は、その前文の冒頭で「クジラ類という偉大な自然資源を将来世代のために保護することが世界の諸国の利益であることを認め」と既に宣言してもいた。そこでいわれている「自然資源(natural resources)」とは、基本的に、将来世代を含めた人間の物質的環境、精神的・文化的環境の源泉を意味すると理解される。

この条約の発効から今日に至るまでに生じた以下の事実は、国際捕鯨取締条約(ICRW)とそれに基づく国際捕鯨委員会(IWC)の国際社会における役割の力点を、捕鯨産業の発展そのものから、上記前文の認識の直接的な具体化へと移行させて行った。

- 捕獲を全面的に停止せざるを得ないほどに、条約の管理対象のクジラ類が衰退してしまい、クジラ類の資源管理が技術的・コスト的に極めて困難であることが明らかになったこと。

- 日本を含め世界の捕鯨産業は条約発効時と比較するまでもなく、実質的に壊滅状態に近く、現実的に再発展の目途もないこと。

- 地球環境保全のための国際的交渉と合意の積み重ねによる海洋における自然資源利用をめぐる国際政策が変化したこと。特に、その後締結された国連海洋法条約（1982年）が、海生生物を海洋環境の重要な構成要素ととらえ、その生息地保全を海洋環境保全の課題として明確に位置づけたこと。

- FAOの報告(2000年)により世界の漁業資源の75%が乱獲状態にあることが明らかにされたこと。

すなわち、今日の国際捕鯨取締条約は、乱獲等により荒廃した海洋生態系の回復とその後の維持のため、その鍵種となるクジラ類を保護する役割を、国際社会から期待されているというべきであろう。その意味で、国際捕鯨委員会が商業捕鯨モラトリアムを堅持していることは高く評価できる。

今後の国際捕鯨委員会（IWC）は、海洋生態系の保存を強化するため、その構成要素としてのクジラ類を将来世代に受け継ぐための保護策を徹底しつつ、捕鯨に代わる新しいクジラ類の利用のあり方へと転換が図られるよう一層力を注ぐべきである。具体的には、商業捕鯨禁止継続の姿勢を堅持し、クジラ・サンクチュアリの充実と野生生物界・自然生態系から収奪しないでクジラを利用する産業の創出・育成等を中心に建設的な議論が展開されることを期待する。

以上